

研究分野のキーワード：社会教育，青少年教育，青年期教育，子どもの社会参加，子どもにやさしいまちづくり

研究紹介

私の研究分野は、社会教育です。社会教育とは、学校教育以外の地域社会、職場、広域の社会などで行われる教育活動のことです。その中でも、青少年教育、青年期の教育を研究対象としています。

1. 青年期教育と高等学校定時制課程・通信制課程研究

青年期の学習・教育は、歴史的には学校教育における中等教育の拡充と社会教育における青年教育に分かれていました。この分岐は階級・階層的背景を持ち、1960年代以降の世界においては統一的青年期教育の創造が課題となっています。日本では、新制中学校の成立と、新制高等学校の拡充・大衆化、高等教育ないしは中等後教育の拡充によって、青年期教育の統一が進展しています。卒業論文と修士論文では、働くことと学ぶことの統一を探るために、高等学校の定時制課程の制度と在学者の分析と、戦後教育改革期における高等学校定時制課程・通信制課程成立の歴史研究に取り組みました。

2. 青年の学習、生活史学習そして若者支援

私の研究の出発点は、「青年の学習」でした。大学の学部生時代のサークル活動経験から、青年の成長とそのための支援について考えはじめ、大学院学生時代からは、名古屋市を中心とする青年集団の中で実施された生活史学習に参加しつつ、その内容と方法について研究しています。社会教育分野の青年教育は、青年団などの地域青年集団が組織力を低下させる中で、学校をはなれた青年の学習・教育に空白状態が生じていることが大きな問題となっています。地域における若者支援とその教育的側面としての青年の学習・教育問題は、今後、重要な課題となると考えています。

3. 子どもの権利と社会参加

1993年に子どもの権利条約が批准されて以来、子どもの権利をめぐる議論と実践は、NPOをはじめとする民間諸団体、自治体の間で広がっています。東海・北陸地域においても、子ども（権利）条例の制定、まちづくりにおける子ども参加、「こどものまち」・プレイパーク・子どもの居場所づくりなどの実践が進んでいます。その中で、豊田市、名古屋市、安城市、多治見市などの自治体と連携しながら、子どもの権利の擁護、社会参加について実践的に研究しています。なお、この取り組みは、授業の一環として、学生のみなさんにも実践に参加してもらう機会を作っています。